

駐車監視員活動ガイドライン

令和5年7月28日策定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道4号（合浦交差点～県庁前交差点）	7時～21時
国道7号（県庁前交差点～古川交差点）	7時～21時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
主要地方道青森浪岡線 松原通り （堤交差点～松原2丁目交差点）	7時～21時
国道103号 観光通り （国道NTT前交差点～八甲田大橋北側交差点）	7時～21時
主要地方道青森港線・主要地方道青森停車場線・県道荒川青森停車場線 柳町通り （青森ベイブリッジ東側交差点～青森中央大橋北側）	7時～21時
市道 旭町通り （国道旭町通り交差点～旭町地下道北側）	7時～21時
主要地方道青森環状野内線 浪館通り （古川交差点～古川踏切）	7時～21時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
JR青森駅前周辺※青森市違法駐車防止等に関する条例の重点地域	7時～21時
本町飲食店街及びその周辺、県庁等官公庁建物周辺	7時～21時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
上記以外の柳川、新町、安方、古川、長島、中央、橋本、本町、港町、茶屋町、栄町、合浦、青柳、堤町、松原、勝田の地域	7時～21時